

社援発0516第1号
老発0516第6号
令和7年5月16日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の公布について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号。以下「地方分権一括法」という。）については、本日公布され、生活保護法（昭和25年法律第144号）の改正に係る部分は令和8年4月1日に施行することとされたところである。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立を踏まえた対応について（依頼）」（令和7年5月16日府分推第36号内閣府事務次官通知）に基づき、下記のとおり生活保護法の一部改正部分に関する趣旨及び主な内容を通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 趣旨

地方分権改革については、毎年、内閣府において地方公共団体からの提案を受け付け、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する義務付け・枠付けの見直し等に関し、各制度を所管する省庁とともに当該提案への対応方針について検討を行い、政府として閣議決定を行っているところである。

今般、昨年12月に決定した「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、生活保護法について所要の措置を講ず

るものである。

第2 生活保護法の一部改正部分に関する主な内容

- 1 生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けた介護機関（以下「1 の介護機関」という。）であって別表第 2 の第 2 欄に掲げる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の指定等を受けたものに係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第 3 欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失うものとする。
（生活保護法第 54 条の 2 第 3 項及び別表第 2 関係）
- 2 1 の介護機関に係る生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の指定は、当該介護機関が別表第 2 の第 4 欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定等の効力が停止された部分に限る。）を停止するものとする。（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項及び別表第 2 関係）
- 3 1 の介護機関及び生活保護法第 54 条の 2 第 2 項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものについて、別表第 2 の第 5 欄に掲げる介護保険法の届出があったときは、当該届出に係る事由のうち生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する第 50 条の 2 の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があったものとみなすものとする。（生活保護法第 54 条の 2 第 7 項及び別表第 2 関係）
- 4 生活保護法第 54 条の 2 第 3 項、第 4 項及び第 7 項並びに別表第 2 の規定は、同表の第 1 欄に掲げる介護機関であって、地方分権一括法の施行の際現に生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の指定を受けているもの（同条第 2 項本文の規定により同条第 1 項の指定を受けたものとみなされたもの及び生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）附則第 6 条第 1 項の規定により同法第 1 条の規定による改正後の生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）についても適用するものとする。（地方分権一括法附則第 3 項関係）

第3 施行期日

生活保護法の一部改正部分は令和 8 年 4 月 1 日に施行するものとする。
（地方分権一括法附則第 1 項関係）

第4 施行に向けた留意事項

- 1 生活保護法上の介護機関に関し、地方分権一括法の施行後は、これまでの指定等のみなしに加えて届出もみなしの対象に加わることにより、みなしの対象となる範囲が拡大される。このため、同一の地方公共団体内の生活保護制度所管部局と介護保険制度所管部局の間及び異なる地方公共団体の間において、生活保護法

上の介護機関に関する情報が適切に共有されるよう、共有に係る手法等について明確にし、共有しておくことがより一層重要となること。なお、運用に当たっての具体的な留意事項等は追ってお示しする予定であること。

- 2 介護予防・日常生活支援総合事業に係る届出（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 3 第 4 項から第 6 項）については地方分権一括法による改正後の生活保護法第 54 条の 2 第 7 項によるみなしの対象とはなっていないところ、これに関する取扱いについては、省令改正による対応を含め今後検討する予定であり、詳細については追ってお示しする予定であること。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第15次地方分権一括法案）の概要（生活保護法部分抜粋）

趣旨

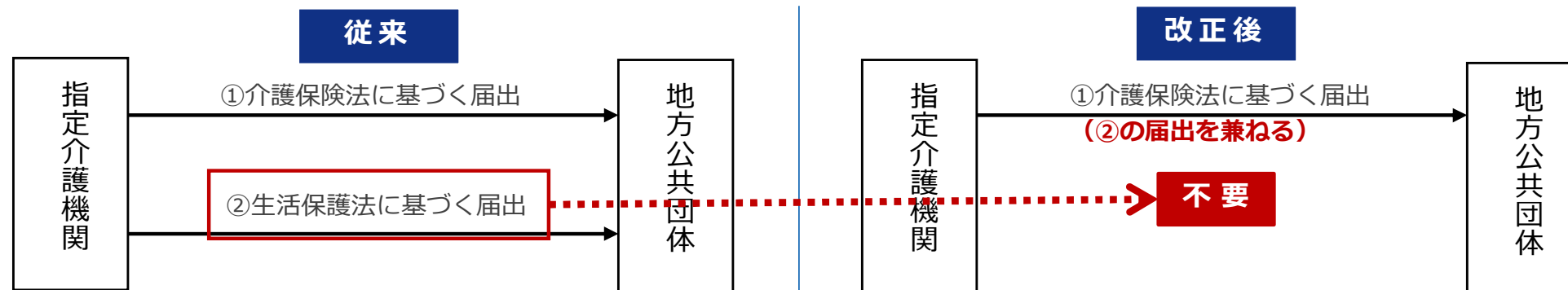
- 令和4年分権提案において、介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなすために必要な法改正の提案があった。
- 自治体等の負担軽減の観点から、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、令和7年通常国会に提出する地方分権一括法案（生活保護法改正）により所要の措置を講ずる（施行期日：令和8年4月1日）。

概要

指定介護機関※1については、生活保護法・介護保険法の両方の手続を要するところ、以下のとおり生活保護法の手続を不要とし簡素化。

ア) 名称等の変更等※2の届出：介護保険法の届出を生活保護法の届出とみなす。

イ) 介護保険法による指定等の失効・効力停止※3：生活保護法の指定の効力が連動して失効し、又は効力が停止する。












効果： 指定介護機関・都道府県等の手続負担の軽減

- ※1 生活保護法による指定を受け、同法の介護扶助（例：居宅介護）の給付を行う介護機関
- ※2 名称等の変更のほか、事業の廃止、休止又は再開の届出も同様
- ※3 平成25年の生活保護法改正等により、介護保険法による指定等をもって生活保護法の指定があったものとみなされた指定介護機関については、失効・効力停止の連動が措置済み。今般、これ以外の指定介護機関についても、失効・効力停止が連動するよう措置

【参考】令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

- (v) 生活保護法による指定介護機関（54条の2第1項）については、令和8年度から、介護保険法による変更の届出等（介護保険法（平9法123）75条1項）があった場合に、生活保護法上の届出（54条の2第5項及び6項において準用する50条の2）もあったものとして取り扱うこととする。
- (vi) 生活保護法による指定介護機関（生活保護法の一部を改正する法律（平25法104）1条による改正前の生活保護法54条の2第1項）については、令和8年度から、介護保険法による指定の取消し等（介護保険法（平9法123）77条1項）が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等（54条の2第3項及び4項）も連動するよう取り扱うこととする。

生活保護法上の指定介護機関に関する 介護保険法上の手続との連動対象の見直し案

介護保険法上の手続	生活保護法上の取扱い（介護保険法上の手続との連動有無）		見直し案
	現在の取扱い		
	H25改正法施行前に指定された機関	H25改正法施行後に指定された機関	
① 指定又は許可	 ただし、一部特養についてのみ○	 指定介護機関の指定があったものとみなす （H25改正措置済み） 【第54条の2第2項】	 既に指定されているため対応不要
② 指定又は許可の辞退・取消し・効力喪失、事業廃止	 介護保険法上の指定の効力喪失や停止等があった場合、介護保険法に基づく処分とは <u>別に生活保護法に基づく指定取消等の処分が必要</u>	 （H25改正措置済み） 【第54条の2第3項】 ※第54条の2第2項による みなし指定の場合のみ	 <ul style="list-style-type: none"> ・みなし指定でなく、第54条の2第1項による生保独自指定を受けた介護機関についても連動させる 【第54条の2第3項・第4項改正】 ・今回の改正施行日前に生保独自指定を受けていた介護機関と、H25改正法の施行日前に指定を受けた介護機関についても連動させる【経過措置】
③ 効力停止		 （R2改正措置済み） 【第54条の2第4項】 ※第54条の2第2項による みなし指定の場合のみ	
④ 名称等の変更又は廃止・休止・再開の届出	 みなしに関する規定がなく、 <u>別途生活保護法に基づく手続が必要</u> 【第54条の2第5項・第6項で準用する第50条の2】	 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法上の届出と同一の事由に基づく届出があったものとみなす 【第54条の2第7項新設及び経過措置】 	

R4分権提案